

<p>山本議長</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 3 0)</p> <p>皆様、おはようございます。 何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りましてありがとうございます。 この時期、三寒四温とよく言われておりますが、今年は気温の変化が大変大きく、またインフルエンザが流行しております。皆様方におかれましては、体調管理に十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。 定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 管理者から挨拶をお願いいたします。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>皆様、おはようございます。 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和8年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かとご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。 環境の森センター・きづがわの運転管理に関しましては、昨年12月27日から1月21日までの休炉期間において実施しました大規模な定期点検も終了し、現在は2炉連続運転をしております。これら大規模な定期点検に加えまして、日常点検はもとより、年次計画に基づく1炉ごとの点検などにつきましても、計画的に実施することで安全な施設の稼働を引き続き確保してまいります。 また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や定期的な法定測定につきまして、法令基準値はもとより、独自に定めている管理目標値も満足する結果となっております。引き続き施設の適切な維持管理に努め、安定した焼却処理に取り組んでまいります。 さて、奈良市環境清美工場大規模改修工事に伴う臨時的なごみの受入れにつきましては、地元区役員の皆様への説明を経て、1月中旬に関係する皆様へ周知文を発送し、組合ホームページにも記事を掲載したところでございます。これらの手続によりまして、関係する皆様への周知については一定図られているものと考えておりますが、引き続き幅広い機会を捉えて周知の徹底を図ってまいります。 本日ご提案させていただく事案につきましては、令和8年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算など、議案2件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>以上、現状の報告などを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。 本日はよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きます、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、徳田貴仁議員、7番、坪井久行議員を指名いたします。 なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日2月16日の1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第1号、木津川市精華町環境施設組合行政手続条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和8年5月21日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立お願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員です。 したがって、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合行政手続条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4、議案第2号「令和8年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第2号、令和8年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>予算編成に当たりましては、法定に基づき複数年度ごとに行っている施設の点検整備や、昨今の社会情勢等を背景とした人件費及び物件費等に係る価格の上昇などを踏まえるとともに、引き続き円滑な組合運営と本施設の安心・安全な稼働に向けた体制の構築等を実施するための予算としました。</p> <p>令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億9,391万5,000円で、令和7年度と比較しますと505万5,000円の減額となりました。</p> <p>まず、歳入でございますが、主なものとしまして、構成市町からの分担金と負担金につきましては合計で7億3,189万7,000円、事業系一般廃棄物などの処理手数料につきましては1億9,305万円、余剰電力の売電料につきましては2,800万円を計上しております。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、主なものとしまして、環境の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費として7億5,305万3,000円、フェニックス事業や廃乾電池処理などのごみ焼却外処理負担事業費として1,520万4,000円を計上しております。</p> <p>以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。 なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>

山本議長	事務局長。
尾崎事務局長	<p>議案第2号、令和8年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算の補足説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、環境の森センター・きづがわの運転管理及び施設の点検整備業務についてであります。</p> <p>当該業務につきましては、現在、タクマ・タクマテクノス特定運営業務共同企業体に委託しており、契約期間は令和8年3月31日までとなっております。</p> <p>次期契約に向けて協議を進めていましたが、提出された5年間の整備計画に基づく参考見積額が想定を上回ったことから、点検整備内容の妥当性や費用対効果を改めて検証する必要があると判断いたしました。そのため、令和8年度は契約期間を1年間とし、法定点検等、最低限必要な点検整備内容にて運転管理等の業務を委託することとしています。</p> <p>その上で、令和8年度の本組合一般会計予算の総額につきましては、先ほど管理者から提案趣旨説明がありましたとおり、9億9,391万5,000円でございます。予算書附属資料に基づき、歳入歳出予算の概要と事業ごとの歳出予算についてご説明をさせていただきます。</p> <p>附属資料の1ページをご覧ください。</p> <p>歳入予算について、款の区分ごとに前年度との比較を記載したものでございます。</p> <p>前年度と比較し増減した主な項目といたしましては、財産収入につきまして、定期預金で管理している基金について、これまで同様、リスク管理及び確実かつ効率的な運用に努めるとともに、この間の金融機関における利率上昇により、310.2%、201万円の増となっております。</p> <p>繰入金につきましては、構成市町の分担金を軽減するための財政調整基金繰入れや起債の元金償還に充当するための打越台環境センター撤去整備に関する基金を前年度と同様に繰り入れております。</p> <p>一方で、現在施工しております排水施設本復旧工事費の皆減により、環境の森センター・きづがわ維持管理基金の繰入れを見送ったため、56.8%、4,500万円の減となっております。</p> <p>諸収入につきましては、持ち込まれるごみが年々減少していることに伴い、余剰電力売電料も減少していることから、11.8%、390万3,000円の減となっております。</p> <p>2ページから4ページにつきましては、歳出予算について、同じく前年度との比較を目的別、性質別、節別に記載したものでございます。</p> <p>3ページの性質別予算の比較表をご覧ください。</p> <p>2の物件費につきましては、複数年度ごとに行われる点検整備により施設の維持管理費が増えたことなどから、24.9%、1億5,2</p>

尾崎事務局長
つづき

81万8,000円の増となっております。

12の普通建設事業費につきましては、排水施設本復旧工事費及び当該工事の施工監理業務委託料が皆減となったことから、98.6%、1億5,450万円の減となっております。

5ページ及び6ページにつきましては、分担金と負担金の算出表を、それぞれ前年度と比較した形で記載したものでございます。

また、7ページから9ページにつきましては、分担金、負担金以外の歳入に関して、節ごとに前年度と比較した表を記載したものでございます。

次に、歳出につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

10ページの上段、議会運営事業費は、議会の定例会及び議会運営委員会等に係る議事録の作成に係る委託費や日当廃止に伴う旅費を減額し、前年度比8万円減の80万円を計上いたしました。

下段、管理者会議運営事業費は、前年度と同様の内容で、同額の計上といたしました。

次に、11ページの上段、事務局運営事務事業費は、前年度比78万3,000円減の5,638万7,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、正職員1名を会計年度任用職員1名に変更したことによる人件費の減及び施設内の無線LANアクセスポイントの更新による委託料の皆減などによるものでございます。

下段、環境監視委員会運営事業費は、前年度と同様の内容で、同額の計上といたしました。

次に、12ページの上段、基金利子積立事業費は、この間の金融機関における利率上昇等によりまして、前年度比201万円増の265万8,000円を計上いたしました。

下段、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費は、前年度比312万5,000円減の4,487万5,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、年間のごみ搬入量の減少に伴い、余剰電力売電料も減っていることから、余剰電力売電料を減額したものでございます。

次に、13ページの上段、公平委員会運営事業費は、前年度と同様の内容で、同額の計上といたしました。

下段、監査委員運営事業費は、旅費を減額し、前年度比3,000円減の2万7,000円を計上いたしました。

次に、14ページの上段、清掃総務事務事業費は、前年度比197万2,000円増の7,376万9,000円を計上いたしました。主な増額要因といたしましては、施設課8名の昇給等による人件費の増によるものでございます。

下段、ごみ焼却処理事業費は、前年度比360万2,000円増の7億5,305万3,000円を計上いたしました。主な増額要因といたしましては、排水施設本復旧工事に係る工事請負費1億5,000万円が皆減となった一方で、法令に基づき2年ごとに実施するボイ

尾崎事務局長
つづき

ラー点検整備と4年ごとに実施するタービン点検整備が重なる年度であることから、運転維持管理業務委託料が1億2,771万5,000円の増となっております。

また、令和9年度からの5年間契約に向け、点検整備内容や契約金額の妥当性について検証するための整備計画等支援業務委託料として1,000万円を新たに計上しております。

次に、15ページの上段、ごみ焼却外処理負担事業費は、大阪湾フェニックス事業や廃乾電池、小動物死体処理などに要する経費で、それぞれ数量の精査等を行い、前年度比144万1,000円減の1,520万4,000円を計上いたしました。

下段、組合債元金償還事業費及び16ページの上段、組合債利子償還事業費は、打越台環境センター解体・撤去に係る財源とした令和元年度及び2年度の組合債に係るものでございます。

元金償還に対する財源として、打越台環境センター撤去整備に関する基金から920万円を繰り入れることといたしております。

16ページの下段、予備費は、前年度と同額の計上といたしました。

続きまして、歳入につきまして、予算書及び附属資料によりご説明させていただきますので、併せてご覧いただければと思います。

予算書の6ページ及び附属資料は5ページをご覧ください。

分担金は、前年度比3,325万5,000円増の7億1,669万3,000円を計上いたしました。内訳は、普通分担金と打越台環境センター撤去分担金でございまして、詳細につきましては、附属資料5ページのとおりでございます。

なお、普通分担金の負担割合は、10月1日を基準日とした構成市町の家庭系可燃ごみの投入量に応じた割合としており、令和8年度は、木津川市が68.07%、精華町が31.93%でございます。

次に、予算書6ページの2段目及び附属資料6ページの負担金は、前年度比144万1,000円減の1,520万4,000円を計上いたしました。負担金の内訳は、大阪湾フェニックス事業や廃乾電池、小動物死体処理などに要する経費でございまして、詳細につきましては、附属資料6ページのとおりでございます。

次に、予算書6ページの下段及び附属資料7ページ上段の手数料は、直接搬入に係るごみの処理手数料及び事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可更新等に伴うものでございまして、処理手数料につきましては、前年度比1,001万円増の6,750トン分、1億9,305万円を計上いたしました。

次に、予算書7ページ上段及び附属資料7ページ下段の利子及び配当金は、4種の基金利子として、前年度比201万円増の合計265万8,000円を計上いたしました。各基金利子の内訳は、附属資料7ページ下段のとおりでございます。

次に、予算書7ページの2段目及び附属資料8ページ上段の基金繰入金は、排水施設本復旧工事の財源とした維持管理基金繰入金4,500万円を見送り、財政調整基金繰入金を2,500万円、撤去整備

<p>尾崎事務局長 つづき</p>	<p>基金繰入金を920万円、それぞれ計上いたしました。 最後に、予算書8ページ及び附属資料9ページの雑入は、年間のごみ搬入量の減少に伴い、余剰電力売電料も減っていることから、余剰電力売電料を前年度の3,200万円から400万円減額し、2,800万円を計上いたしました。 以上で令和8年度の本組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。 まず、歳出から行いますが、必ず予算書または附属資料の何ページかお示しいただいた上でお願いいたします。 それでは、歳出全般につきまして、質疑ございませんか。 福井議員。</p>
<p>福井議員</p>	<p>予算書の10ページの時間外勤務手当なんですが、前年と比較しますと約24.6%の減という数字になっているんですけども、その理由です。1点目。 それから、2点目が、予算書の23ページの特殊勤務手当の関係なんです。特勤手当の関係は条例で3種類あるんですが、今回、当初予算では資格主任手当のみの計上となっているんですが、あとの清掃危険手当とか特別作業手当というのは当初の段階では必要としないという理解でいいのかというのが2点目。 それから、歳出ということですので、附属資料の12ページの下段です。積立事業費です。これの積立金の内訳で、一般廃棄物処理手数料に係る積立金の25円という、単価10キロ当たりということ書いているんですが、この25円の根拠いうんですか、で説明をお願いしたい。 それから最後ですが、附属資料の14ページの下段で、先ほど説明ありました新規事業として整備計画等支援業務1,000万円の計上を見ているわけですが、事務局から説明あったと思うんですけども、もう少し詳細な説明をお願いしたい。 以上です。</p>
<p>山本議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>尾崎事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 まず1点目、時間外手当についてでございます。時間外手当のほうは、先ほども説明させていただいたとおりで、今年度の令和7年度の4月から正職員1名が会計年度任用職員に代わりまして、そこに基づ</p>

<p>尾崎事務局長 つづき</p>	<p>いて、その体制でも満足できている状態ですので、来年度も引き続き同じ体制ということで予算化しております。</p> <p>その上で、1名正職員がなくなったところにつきましては、時間外のほうも減らしているという形になります。</p> <p>1点は以上となります。</p> <p>2点目、特殊手当につきましてはなんですけれども、こちらのほうは、資格手当のほうは継続しておりますが、特殊勤務手当の対象となる業務につきましては、現在、今のところ、施設課がやっているというよりも、委託しておりますタクマテクノスのほうで、こちらのほうが運転のほうの点検なり、そういったものをしておりまして、こちらのほうは、もう今現在、行っていないということでつけておりません。</p> <p>ただし、もしものことで施設課のほうがそういう業務を携わることがあったときには、その特殊手当のほうをつける方向で考えております。</p> <p>3点目の25円の根拠なんですけれども、こちらのほうは、一般廃棄物処理手数料の中からの一部を、こちらのほうを積み立てるということになっておりまして、当初のときから一部のところは25円となっております。来年度、8年度についても同じように同様の25円としております。</p> <p>4点目の1,000万円の新規事業についてですが、こちらのほうは、先ほど申しましたとおり、運転維持管理業務委託をしていますタクマ・タクマテクノス特定運営業務共同企業体との契約のほうが今年度で切れまして、来年度から5年間をするということになっているんですけれども、こちらのほうで参考見積りというのを頂いたところ、維持管理業務である整備内容がこちらの想定を上回るの金額でありましたので、こちらのほうは外部の専門事業者のほうで検証してもらう必要があるということに至りました。そちらのほうで、外部の専門事業者に予防保全の観点が過度に盛り込まれていないかなど、計画の妥当性や費用対効果を検証することに、こちらのほうを委託を考えておりまして、そのほうに1,000万円を計上していることとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>福井議員。</p>
<p>福井議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後、4点目の整備計画等支援業務の関係です。大体流れいいうんですか、分かったんですが、この施設が平成30年8月にオープンしてからすると、これが初めての支援業務の出番というか、発生かと思うんですが、その点と、今の説明で大体の支援業務の必要性分かるんですが、そういう過去の経過で、施設が竣工してから、この間、実績が</p>

<p>福井議員 つづき</p>	<p>できて、次期の契約を結ぶに当たって、専門機関うか、第三者機関うか、外部にそういう業務を委託するという必要性うか、ちょっと一般的な感覚では1,000万円という多額ですので、その効果うか、必要性うか、ちょっとその点お答えいただきたいと思います。</p>
<p>山本議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>尾崎事務局長</p>	<p>ただいまのご質問にお答えします。</p> <p>新規事業として外部の専門事業者に委託することについての必要性ですが、まず、こちらのほうの、今現在、契約しております運転維持管理業務委託内容につきましては、こちらのほうは運転管理業務と維持管理業務の2つの構成となっております。</p> <p>まず、運転管理業務では、施設の運転操作、監視、設備の日常的な保守点検、プラットフォームの管理など、日常の運転に必要な業務を委託しております。</p> <p>一方、維持管理業務では、整備計画に基づき、点検整備や修繕など中長期的な維持管理業務を委託しております、そのうちの維持管理業務のほうは、こちらのほうが平成30年から運転管理業務というのは始まっているんですが、その間のまず3年間においては、こちらは造ったプラントメーカーであるタクマの瑕疵期間となりまして、こちらのほうは、まずそういう整備費用は発生しませんでした。</p> <p>令和3年度からのほうで、現在、令和7年度までの契約におきまして維持管理費というのが発生することになったんですけれども、こちらの維持管理業務費の令和3年度から令和7年度の総額が約9億6,000万円に対し、令和8年度から令和12年度までの維持管理の参考見積りとなりますが、こちらのほうの整備計画に基づいての総額が約34億6,000万でありました。こちらのほうにつきましては、過剰な状態になっていないかということで、金額が億単位で変わってしまうこととなりますので、こちらのほうは専門的知見を有する第三者機関やコンサルティング事業者に委託して整備計画の妥当性を検証してもらおう方がいいということの判断で、こちらのほうの1,000万の新規事業を計上することになりました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、歳出に関する質疑はないと認めます。 歳入について、質疑に入ります。</p>

山本議長 つづき	歳入全般について質疑ございますか。 福井議員。
福井議員	<p>附属資料の5ページ、分担金の算出表があります。これにつきまして、先ほどご説明いただいたわけですが、その中の内容で、分担金のルールが投入量割ということで規約に位置づけされてきているんですけども、木津川市のほうで、たしか68.07%、精華町で31.13%分での計算ということなのですが、これ7年度の、いつの実績かという確認と、両町のこの比率の傾向というのは何か特徴があるんでしょうかが1点目。</p> <p>それと、予算書のほうに戻りまして、6ページの下のほうに手数料で、これ、対前年比較しますと、率で5.5%、1,001万円ほど増えているという、この理由、お願いします。</p> <p>以上です。</p>
山本議長	事務局長。
尾崎事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず、1点目の普通分担金についてですが、こちらのほうは本センターに搬入した家庭系可燃ごみ量の比率ということになっております。こちらのほうの基準は10月1日ということで説明させていただきましたが、令和8年度予算は、実績としまして令和6年10月1日から令和7年9月30日までの家庭系可燃ごみ量の比率ということでさせていただきます。</p> <p>こちらのほうの傾向としましては、ほぼほぼ例年どおり、負担割合はあまり変わらないような状態であります。</p> <p>2点目、手数料の増えた理由についてでございます。</p> <p>こちらのほうは、処理手数料と許可更新手数料がありまして、一般廃棄物処理手数料のほうにつきましては、こちらのほうは6月から11月30日まで奈良市からのごみの受入れを行うことによりまして、若干ですが、実際こちらのほうを見積りますと、最大で35トンの26週ということで910トンぐらいの受入れの予定をしておりますが、ここは実際そこまで受け入れるかどうか分かりませんので、350トン処理量を増やすような形とさせていただきます。令和7年度当初予算のほうの6,400トンに対しまして、6,750トンとして計上しております。そこで、金額にいたしましては1億9,305万5,000円となっております。</p> <p>もう一つのほうの処理手数料以外に許可更新手数料というのがありまして、こちらのほうは、一般廃棄物の処理の許可をしているこちらのほうの13業者に対しまして、更新手数料が2年ごとにありまして、来年度は、こちらのほうは10件に当たりますので、こちらのほう</p>

<p>尾崎事務局長 つづき</p>	<p>うも2万円ということで計上しております。 以上でございます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、討論なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立お願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、議案第2号「令和8年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。 提出者に提案説明を求めます。 坪井議員。</p>
<p>坪井議員</p>	<p>発議第1号、議会会議規則の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元にあります発議第1号をご覧いただきまして、一部朗読をもって提案に代えさせていただきます。</p> <p>木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について。 上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市精華町環境施設組合議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。</p> <p>提案理由は、議場における品位の保持を図るため、議場に入る議員や説明員が持ち込むことのできない携帯品等について、具体例を示すための改正をするものであります。</p> <p>裏面をご覧いただきまして、改正内容を新旧で表しております。</p>

<p>坪井議員 つづき</p>	<p>改正する携帯品の第103条であります。これまでの規定を改め、「議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類いを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない」とするものであります。</p> <p>そして、第106条として、禁煙の項を追加し、そのことによって第106条から第129条までの各条を1条ずつ繰り下げ、第107条から第130条とします。</p> <p>別表についても同様、繰り下げるものであります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
<p>山本議長</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、討論なしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立お願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、本件は、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議を賜り、大変ありがとうございました。 これをもちまして、令和8年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(10:11)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">議 長 _____</p> <p style="text-align: center;">議 員 _____</p> <p style="text-align: center;">議 員 _____</p>